

若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託（以下「業務委託」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の12第4項及び令第167条の13において準用する令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が千葉市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する指名競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、業務委託の発注において、入札価格のみならず、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的にコミュニティバスの運行事業者を決定する場合に適用することとする。

(評価方法)

第3条 評価は、入札参加者が提出した技術提案、経験及び能力等（以下「技術提案等」という。）に基づき算出した技術評価点と、予定価格に対する入札価格（消費税、地方消費税及び各種諸税を除く。以下同じ。）の応札率を1から減じた数値に配分点を乗じて得られる価格評価点を合算した評価値をもって、入札参加者ごとに行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

$$\text{価格評価点} = \text{配分点} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

（少数点以下第7位を四捨五入し、第6位止めとする。）

- 2 技術評価点の満点は、60点とする。
- 3 価格評価点の配分点は、60点とする。

(学識経験者からの意見聴取)

第4条 令第167条の10の2第3項の規定により、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、あらかじめ、2者以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

- 2 前項に規定する意見聴取に際し、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるか否かについて、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くこととする。

(落札者決定基準の決定)

第5条 落札者決定基準については、「若葉区泉地域コミュニティバス総合評価技術審査会」(以下、「技術審査会」という。)の審査を受けるものとする。

2 前項に規定する落札者決定基準においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 求める技術提案等の内容
- (2) 技術提案等の評価項目、評価基準及び配点(欠格事項を含む。)等
- (3) その他必要と認める事項

3 技術審査会は、落札者決定基準について、前第1項に規定する審査の後、前条第1項に定める意見聴取の結果を考慮し決定するものとする。

(総合評価落札方式に関する通知)

第6条 入札に参加させようとする者への通知において、千葉市契約規則第20条第2項において準用する同規則第5条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による旨。
- (2) 落札者決定基準については、実施要領書等に記載すること。
- (3) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とすること。
- (4) 入札参加者の評価結果を公表すること。

(技術提案等のヒアリング)

第7条 技術審査会又は交通政策課長は、必要に応じ、入札参加者から提示された技術提案等について、当該入札参加者のヒアリングを実施することができる。

(技術提案等の審査及び評定)

第8条 提示された技術提案等について、業務履行の確実性等を考慮して技術評価点の算出を行い、技術審査会の審査を受けるものとする。

2 技術審査会は、提示された技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な業務履行ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。

3 技術審査会は、落札者決定基準に基づき技術提案等の評価を実施し、技術評価点を決定するものとする。

(落札者の決定)

第9条 次の各号に掲げる要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

- (1) 提示した技術提案等が、必須とされた項目の最低要求要件をすべて満たしていること。
- (2) その他、入札参加資格をすべて満たしていること。

2 令第167条の9の規定は、評価値の最も高い者が2人以上ある場合において準用する。

(落札者決定時の意見聴取)

第10条 前条の規定により落札者を決定しようとするときに、第4条第2項及び第3項の規定により学識経験者の意見を聴かなければならないとされているものについては、当該意見聴取の結果を考慮し、落札者を決定するものとする。

(評価結果の公表)

第11条 落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札参加者の評価結果

(低入札価格調査基準の設定)

第12条 低入札価格調査基準を設定するものとする。

(落札者の業務履行等)

第13条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて履行させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案等が達成されなかった時の対応)

第14条 虚偽による技術提案等の提示等、入札参加者に明らかに悪質な行為があった場合は、千葉市の規程に基づき、当該入札参加者に対し指名停止措置等を行う。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、違約金の請求、または、業務成績評定を減じる措置を行う。

(秘密の保持)

第15条 入札参加者から提示された技術提案等に関する事項は、第11条各号に規定する事項を除き、公表しないこととする。

(技術審査会)

第16条 第5条及び第8条に規定する審査のため、技術審査会を設置する。

2 技術審査会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 落札者決定基準(技術提案内容、評価項目、評価基準及び配点等)の審査に関すること。
- (2) 入札参加者が提出する技術提案等の改善要求及び審査に関すること。

- (3) 入札参加者が提出する技術提案等の評定及び評価点数(技術評価点)の審査に関すること。
 - (4) その他、総合評価落札方式に関し必要なこと。
- 3 技術審査会の委員は、次の各号に掲げるとおりとし、委員長は都市局長とする。
- (1) 都市局長
 - (2) 都市局次長
 - (3) 都市局都市部長
 - (4) 都市局建築部長
 - (5) 都市局公園緑地部長
 - (6) 前各号に定めるもののほか、委員長が指名する者
- 4 技術審査会の事務処理は、都市局都市部交通政策課が行う。
- 5 技術審査会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 6 技術審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 7 急施を要するときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年12月13日から施行する。